



厚生労働省岩手労働局発表
平成29年10月31日(火)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 中田 光浩
室長補佐 松田 有司
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県特定(産業別)最低賃金の決定・改正決定の答申について

～ 岩手県最低賃金(時間額738円)より高い水準で設定 ～

岩手地方最低賃金審議会(会長 たねだ まさる 種田 勝)は、岩手県特定(産業別)最低賃金の決定・改正決定について、岩手労働局長(久古谷 くごたに としゆき 敏行)の諮問を受け、当該産業の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ね、10月31日に開催された岩手地方最低賃金審議会において、下記のとおり答申を行いました。

この答申を受けて、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て、官報公示を行い、早ければ12月30日に該当5産業について決定・改正発効されることとなります。

記

【決定】

- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
時間額 780円

【改正決定】

- ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 809円(引上げ額19円、引上げ率2.41%)
- ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 790円(引上げ額16円、引上げ率2.07%)
- ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 775円(引上げ額19円、引上げ率2.51%)
- ・ 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 819円(引上げ額19円、引上げ率2.38%)

* 従来の「各種商品小売業最低賃金」については改正されないため、適用を受ける事業所のうち、50人未満の事業所にあつては時間額767円が適用され、50人以上の事業所にあつては百貨店、総合スーパー最低賃金が適用されます。